

厚岸町条例第9号

厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例

厚岸町公共下水道設置条例（平成4年厚岸町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「595ヘクタール」を「563ヘクタール」に改め、同条第2号中「13,500人」を「7,900人」に改める。

第4条第4号中「1日最大7,685 m^3 」を「1日最大4,413立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。